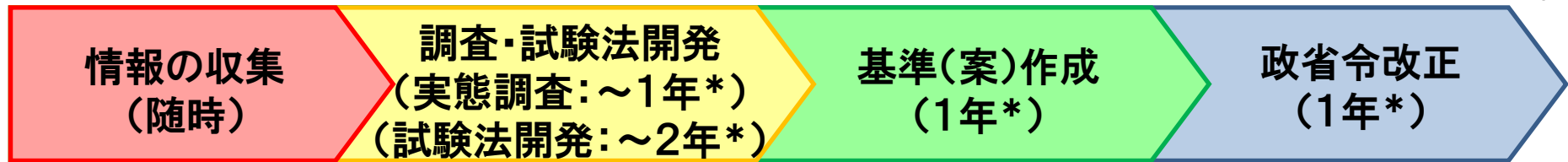


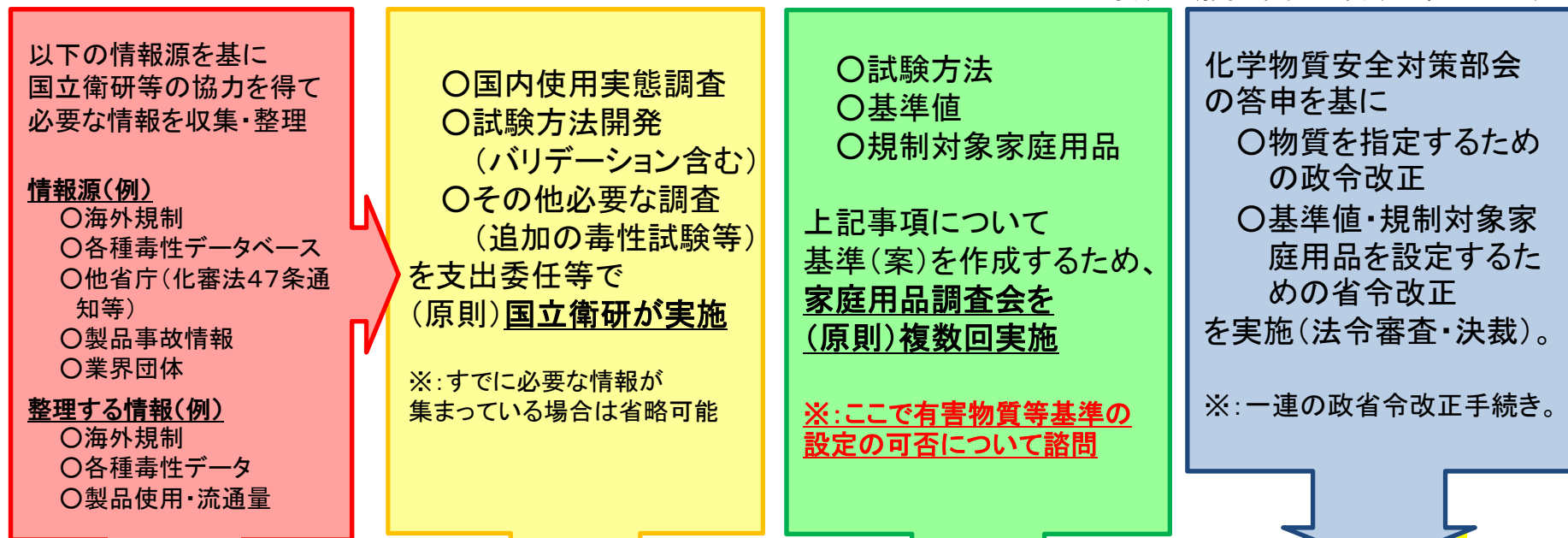
家庭用品規制法 原則的な規制スキーム(案)

資料3

(当日配布)



*:要する期間は目安であり、基準に応じて異なる。



化学物質安全対策部会

必要に応じて、上記整理された情報等を基に
実態調査、他に必要な情報・調査等について**助言**。

調査会で基準(案)を議論するにあたり、留意すべき事項について**助言**。

上記の調査会の結果を基に
○試験方法
○基準値
○規制対象家庭用品
を審議(答申)。

基準制定

※:なお、既存の基準・試験法の改正も同様のスキームで処理することとする。

※:保健衛生上、緊急を要すると認められる場合は、本スキームを適用しないことがある。